

平成26年9月定例会 総務委員会（付託）

平成26年10月7日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時45分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 指定管理者の公募に対する申請状況等について（資料①）
- 徳島県環境影響評価条例及び規則の見直しについて（資料②）

福井県民環境部長

2点御報告させていただきます。

お手元に配布しております資料1を御覧ください。指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

県民環境部におきましては、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の施設につきまして、7月28日から県ホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月19日に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月29日をもって申請書類の受付を終了し、2団体から申請がありました。

今後、提出された事業計画書等の応募書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、12月県議会へ議案として提出したいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。

2点目は、徳島県環境影響評価条例及び規則の見直しについてでございます。

「1 見直しの趣旨」にございますように、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の公布により、一部改正された環境影響評価法が平成27年6月に施行されることを踏まえ、徳島県環境影響評価条例及び規則の見直しを行いたいと考えております。

「2 見直しの方向性」といたしまして、大きく3点を考えております。

1点目は、放射性物質を環境アセスメントの評価項目に追加いたします。

2点目は、環境アセスメントの対象となる事業計画の案を作成する段階で複数案を比較・検討し、更に環境への配慮を行うことを目的とした戦略的アセスメントを導入いたします。

3点目は、風力発電事業を環境アセスメントの対象事業に追加いたします。

今後の予定といたしましては、県環境審議会への諮問、パブリックコメントを行った後、平成27年2月議会におきまして条例案の御審議をお願いしたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。

よろしくようお願い申し上げます。

笠井委員長

午食のため、休憩いたします。（11時49分）

笠井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

岸本委員

まず確認ですが、次期「徳島はぐくみプラン」の中で出生率を設定することによろしいですか。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいまの出生率等の設定に関する御質問でございます。

去る6月議会の岡本議員の代表質問でもお答えさせていただいておりますとおり、今年度に策定いたします「徳島はぐくみプラン」の次期計画の中で、出生に関する数値目標を設定することといたしております。

岸本委員

出生に関する数値目標というのは、出生率によろしいですか。

竹岡こども未来・青少年課長

出生に関する数値目標ということでお答えしているところでございますが、現在、他県におきまして、出生率又は出生数で数値目標を設定されている道府県がございます。そういうところも参考にしながら、広く検討を進めているところでございます。

岸本委員

6月議会の岡本議員の代表質問の翌日、徳島新聞に「県、出生率に数値目標」といった見出しの記事が載っていました。この徳島新聞の出生率の数値目標というのは誤りですか。

竹岡こども未来・青少年課長

出生率という表記がございますが、岡本議員の質問の中に、例えば合計特殊出生率といった発言がございましたので、それを受けての表現かと存じます。

岸本委員

ということは、数値が誤っているということによろしいですか。徳島新聞がせっかく大きく書いていますが、言葉尻を読み違えたということによろしいですか。その辺はちょっとはっきりしてほしい。出生率を設定するのか、違う数値で設定するのか、はっきりしてください。

東端県民環境部副部長

去る6月議会の代表質問に対する答弁について、翌日の新聞報道等を含めての御質問かと理解しております。

本会議での答弁ということでございますが、出生に関する具体的な数値目標についての御質問に対しまして、答弁といたしましては、目標の設定に対して様々なことに配慮しつつ、御意見もお聞きした上でということもございますが、「徳島はぐくみプラン」の計画の中で出生に関する数値目標を設定したいといった答弁をさせていただいたところでございます。

岸本委員

先ほど紛らわしいことをおっしゃっていたので、議事録を持ってきました。これでも違うと言うのであれば、もう一回、違うと言ってください。

「人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率の更なる上昇が急務であります。少子化対策を県政の最重要課題と位置づけ、スピード感を持って取り組む決意や本気度を県民の皆様におわかりやすくお伝えするためにも数値目標の設定は大変重要であると認識いたしております」とあり、数値目標が大事であると答えています。これを見たら県民も徳島新聞の記事のような認識をしたいと思います。我々も出生率だと思っています。例えば、徳島新聞の報道に対し、そのようなことは言っていないと申入れをしたのですか。それとも、出生率ではなく、出生数であったり、ほかの数値に置きかえる可能性があるのか、今の時点ではどうですか。

8月に出生率に関する会議をして、委員から率を定めるのはどうかといった意見があったとの新聞報道もありましたけれども、このときどのような会議をしたのですか。出生率についての会議を持ったのではありませんか。

もう一回、最後に聞きます。出生率の数値目標を設定することによろしいですか。

東端県民環境部副部長

数値目標に対し、出生率を設定するののかとの御質問でございます。

御承知のとおりでございますけれども、昨今の人口減少社会への対応ということで、

様々な取組が求められているところでございます。そういった中で、本県におきましても、今、次期「徳島はぐくみプラン」を策定している途中でございます。その中で、先般、委員のお話もございましたけれども、徳島県少子化対応県民会議を開催いたしました。その中で、御意見もいろいろお伺いいたしました。今回、この危機的な状況にあって、集中的に投資をして、出会いや結婚の機会、その他、若者の流出の防止と雇用の場の創出など、様々な意見を頂いております。

そういった中で、我々としては数値の目標の設定について検討したいといったお話もさせていただいた中、委員の中からはおおむね賛同する意見、雰囲気もございましたけれども、個人の考え方、あるいは個人の価値観を強制するような形はとらないようにとの懸念する御意見も一方ではあったわけでございます。

6月議会にも答弁させていただきましたけれども、個人の考え方、価値観といったものに十分配慮しつつ、県議会での御論議、徳島県少子化対応県民会議、市町村、県民、事業者の皆さんの御意見もお聞きした上で、この数値目標については設定させていただく方向で検討させていただきたいと。現時点では検討中ということで御理解いただきたいと思います。

岸本委員

いや、言っていることが違いますよ。6月の時点で出生率の目標を設定すると言ったのか、8月にいろいろな意見があって、今、検討に変えましたというのか、最初から検討していますといった話なのか、どっちなんだという話です。6月時点で出生率の目標を設定したということなのか、違う数値を設定する予定だったのか、白黒はっきりしてほしい。

出生率に関する数値についてどうこうおっしゃっていますが、「出生率の更なる上昇が急務であります」と、数値目標を設定することで終わっております。私なども聞いていてそうだと思ったし、徳島新聞も間違いなくそう認識して書いている。そうであるならば、県は6月議会の中に訂正を入れるなり、言葉を違えていましたと言うべきではありませんか。この時点では出生率を目標設定するということなのでしょうし、今もそれで進んでいるのでしょうか。部長、どうですか。

福井県民環境部長

新聞報道の内容についての御質疑がございました。

確かに、先ほど東端副部長が政策監答弁という形で答弁させていただきましたとおりでありますし、また、岸本委員のほうから議事録の御紹介がございました。6月議会の段階におきまして、「人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率の更なる上昇が急務であります」ということで、目標の設定に当たりましては、個人の考え方や価値観に十分配慮をしながら、「徳島はぐくみプラン」の次期計画の中で出生に関する数値目標を設定したいといった形で答弁させていただいております。

ですから、徳島県少子化対応県民会議の中におきましても、私どもは、合計特殊出生率

なのか、出生数なのかということで、いずれにしても数値目標は設定したい方向で御議論、御審議をお願いした。その中で、先ほども申しましたような一部の御意見もありましたので、数値目標の設定については、私どもも目標を定めていくことは非常に重要であると認識しておりますので、そういった御意見も尊重しながら定めてまいりたいと考えております。

岸本委員

水掛け論になりますのでこの辺で終わりますが、今の答弁を聞いておきますと、出生率の目標設定をするとは言っていない。出生率ないしは出生数の目標を設定するのですか。

東端県民環境部副部長

出生に関する数値目標を設定するというございますので、出生率とか、あるいは出生数といったことも考えられると思います。

岸本委員

その答弁の前に「出生率ではありません」と付けてください。出生率と出生数ということで、出生率だけではありませんと言ってください。

東端県民環境部副部長

6月議会での政策監答弁でございますが、「出生に関する数値目標を設定し」ということになってございます。出生率ではなく、出生に関する数値目標ということで答弁させていただいたところでございますが、今、検討中の出生に関する数値目標につきましては、出生率のみならずといいますか、出生率も含めてになるかと思えます。出生率ではなく、出生に関する数値目標ということで検討いたしております。

岸本委員

議事録や徳島新聞を見たら、県民の皆さんもいろいろ考えると思います。今、我々もこのようなことを確認しなければならない議会であるということで少し恥じております。

それでは、「徳島はぐくみプラン」の素案はいつごろ示される予定ですか。

竹岡こども未来・青少年課長

「徳島はぐくみプラン」の今後のスケジュールでございますが、今後、12月議会に素案をお示しできるように作業を進めているところでございまして、その後、パブリックコメントを実施し、年度内に改訂案を取りまとめてまいりたいと考えております。

岸本委員

12月議会に素案を示すと言うのであれば、何の数値にするのか、もう決めているのでは

ありませんか。まだ決めていないと言うのであれば、あと1か月ですよ。その辺についてはどうですか。

竹岡こども未来・青少年課長

数値目標の設定につきまして、第1回徳島県少子化対応県民会議におきましては8月末に開催したところでございますが、具体的に数値目標に関する県の案はお示しできていないところでございます。例示といたしまして、希望出生率といった考え方もあるということで紹介したところでございますが、徳島県少子化対応県民会議において、県としては出生に関する数値目標を設定するというところで、各委員からの忌憚のない御意見を頂いたところでございます。

現在、第1回徳島県少子化対応県民会議の委員の皆様様の御意見を踏まえ、数値目標の設定については事務局案として慎重にまとめているところございまして、次回の徳島県少子化対応県民会議、さらには11月の議会において議員の皆様にお示しできるように検討を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

12月議会で「徳島はぐくみプラン」の素案が示されると。あと1か月半しかない中で、どの数値目標にするのか決まっているのですか、決まっていないのですか。

東端県民環境部副部長

「徳島はぐくみプラン」の素案を策定する中で、出生に関する数値目標について、現時点でどのような数値を使うのかとの御質問であります。

先ほど担当課長も答弁を申し上げましたけれども、現在、徳島県少子化対応県民会議の御意見もお伺いすべく、次回会議の開催の準備もさせていただいているところでございます。県議会での御論議も含め、出生に関する数値目標の策定を検討しているところでございます。

現時点でどういう数値にするのかといったことについては定まっておりません。

岸本委員

1か月半後ですが、まだ定まっていないといった答弁を頂きました。1か月半後には我々にお示しすると。おかしいでしょう。目標がないのに具体策をどのようにして決めるのですか。目標が高ければ具体策も多く出るし、目標が低ければ具体策は少ないと思います。さきに具体策があって、後から数値目標を設定するのですか。その辺の順番はどうなのですか。私の理解が悪いのか、それとも目標は後から設定するものなのか、説明していただきたい。

東端県民環境部副部長

目標と施策のどちらが先かといった御質問でございます。

「徳島はぐくみプラン」と申しますのは、今年度に計画期間が切れますので、来年度から始まる次期「徳島はぐくみプラン」の計画づくりをしている途中でございます。

そして、今議会でも少子化対応の緊急対応措置ということで基金の創設などもお願いしているところでございますけれども、施策を積み上げていくことと数値目標を設定することというのは、相乗効果というか、同時に進めていくべきことだと思います。現在の「徳島はぐくみプラン」の数値目標というのは、来年度に設定の目標を定めていこうとしているところでございます。来年度予算や新規事業については、これから御審議願う場面もございまして、そういう事業も含め、数値目標と新たな事業をあわせて推進していきたいと考えております。

岸本委員

水掛け論になりますからこの辺で終わりますけれども、例えば、皆さん方が大学に行くのに、ふだんの成績の中で行ける大学に行こうと。例えが悪いかもしれませんが、目標というのは、あの大学に行きたい、そのためにはどのような勉強をしなければならないと。私は、圧倒的に後者のほうだと思います。目標というのはそうあるべきだし、そのために施策を積み上げると思っている。同時並行で進めるなんて、行政機関である県庁の方針にあってはならないように思います。県民の皆さんに対し、このようにしたい、だからこうしますといったことが良いのではないかと思いますので、早く目標を設定していただきたいと思っております。

それでは、あと1か月半までに差し迫った中で、どこでそれを決めるのですか。先ほど委員からもありましたが、次の会議をいつ開く予定ですか。今後のスケジュールについて教えていただけますか。

竹岡こども未来・青少年課長

「徳島はぐくみプラン」の今後のスケジュールでございます。

12月議会に素案をお示しするに当たりましては、徳島県少子化対応県民会議の御意見をお伺いすることとしております。12月議会の前、11月末ごろをめぐりに開催を予定してございます。

なお、「徳島はぐくみプラン」の策定につきましては、外部有識者であります徳島県少子化対応県民会議の御意見を踏まえ、議会での御論議や、また、12月議会で素案をお示しさせていただいた後にパブリックコメントを実施し、その上で策定するといった形になります。

さらに、最終的には庁議メンバーなどから成ります県の少子化社会対策推進会議において承認いただく予定としております。

岸本委員

11月末に徳島県少子化対応県民会議を開いて、そこで素案をお示しすると言ったら、素案をつくるのに1週間程度しかない数値のように思うのですが、それでもまだ決まっていないのであれば、一応、以上で終わりたいと思います。

私個人としては、出生率よりも出生数で設定していただきたいと思っております。率だけで比較しても、例えば、わかりやすく説明しますと、2005年の出生率は1.26ですが出生数は5,913人、昨年の出生率は1.43とかなり改善しましたが、出生数は5,666人と少なくなっています。率ではなく、むしろ数で示さないといけないのではないかと思いますので、個人の要望としてお伝えしておきます。率でされるのなら率でも結構です。またそのときにお伺いします。

岡委員

1点お聞きしたいと思っております。正式名称はわからないのですが、スポーツ功労者というのか、スポーツで顕著な成績を残した方に対しての県の表彰制度というものがあると思うのですが、選考方法であったり、どのような基準で選考されているのか、ちょっと中身について教えていただきたいと思っております。

新居県民スポーツ課長

今、御質問がございました徳島県のスポーツに関する表彰制度でございます。

まず、徳島県表彰ということで、こちらのほうは体育・スポーツ団体の役員といったことに功労があった方を年1回表彰している制度がございます。

もう一つは、平成20年度から新たに設置しております徳島県スポーツ賞というものがございます。

こちらのほうは、正にスポーツの世界で活躍した選手を表彰する制度で、例えば、今現在、徳島県スポーツ賞には四つの部門がございます。

一つはグランプリで、主に年齢別に競技者や指導者からそれぞれ1人ずつ選ぶ賞で、全国大会で優勝した選手とか、それを支えた指導者をたたえる賞でございます。

そして、昨年度から新たにグランプリ特別賞を設けまして、グランプリ賞に準じた成績を収めた者ということになっております。

それから、奨励賞というものがございまして、これは選手の育成や競技の普及に功績のあった企業・団体といった方たちをたたえる賞でございます。

最後に、ドリーム賞というものがございます。この賞は、国際大会に初めて出場した選手をたたえる賞でございます。

現在、徳島県スポーツ賞につきましては、毎年、四つの部門で表彰させていただいているところです。

それから、選考基準につきましては、外部の有識者も含めて選考しているところでございます。

岡委員

選考基準について、外部の委員を入れて選考していただいているということですが、やはり競技人口が多かったり、国内でもメジャーなスポーツのほうが選ばれる傾向が非常に強い気がします。選考委員の方々にとって、やはり競技人口が多いことが大きい判断基準になると思いますが、その辺について、実際のところはいかがですか。

新居県民スポーツ課長

委員御指摘のとおり、今の選考基準には、例えば、選考の対象となった大会の規模というものがございます。あとは、本県のスポーツ界にどれぐらいの功績があるのかといったことで判断していくわけですが、今申し上げたとおり、大会の規模といったところが重要になってきます。これにつきましては、例えば、国際大会の中で出場者が何人かといったところで判断していくわけで、おっしゃるとおり、メジャースポーツとマイナースポーツでいくと、やはり競技人口の少ないスポーツは不利だということになります。

グランプリ賞につきましては、各クラス1人ということでございますので、仮に世界大会で優勝した人が2人出てくると、その選考基準でいきますとメジャースポーツのほうが有利でございます。ただ、そういったこともございまして、昨年度からグランプリ特別賞というものを設け、そういったマイナースポーツで活躍された方にもそちらのほうで十分対応していけるとお思います。

岡委員

グランプリが1人というのはわかったのですが、グランプリ特別賞について、人数制限はありますか。

新居県民スポーツ課長

現在のところ、グランプリ特別賞につきましては、人数制限は設けておりません。

岡委員

グランプリ受賞者については、どこかに写真を掲示してもらえることになっていますよね。特別賞や奨励賞、ドリーム賞の受賞者についても同じように扱っていただけのでしょうか。

新居県民スポーツ課長

今の御質問に対する答弁ですが、グランプリボードというものがございます。これについては、ポカリスエットスタジアムのロビー正面に入って右側の、県産杉の無垢の杉板を利用して、各年度の受賞者を掲示しているところです。これにつきましては、あくまでグランプリということで、特別賞の方につきましては、まだ掲示していないところがございます。

ます。数の問題もございまして、今後ともあそこに掲示するのはグランプリの方になっていくかと思えます。

岡委員

先ほど課長からも話があったように、あらゆるスポーツの表彰であったり、何かを取り上げられるのは、やはりメジャースポーツというか、競技人口が多いスポーツで、多分、国内全体、世界中どこでもそうかもしれませんけれども、例えば、テレビで取り上げられるようなスポーツに偏ってしまっているのが現状だと思います。

ただ、本当にいろんなスポーツがあって、日本ではマイナースポーツであったとしても、世界に出ていったら結構な競技人口がいたり、競技人口は少なくとも日本がトップを走っているようなスポーツもたくさんあります。そういう競技をされている方というのは、資金面でも非常に厳しい。自分で遠征に行くための資金を集めたりしている。私が聞いている方でしたら、大体、世界で上位5位以内の実力がある競技者ですけれども、日本でバイトをしてお金を稼ぎ、そのお金で遠征に行き、遠征先の滞在費に使う。そして、お金が尽きたら日本へ帰ってきて、またバイトしてお金を稼ぐ。その繰り返しの中で競技をされている方もたくさんいらっしゃいます。

行政が財政的な措置をするべきではないと思えますし、難しいことだと思いますが、せめて表彰ぐらいはと思えます。当然、場所的な問題はあると思えます。場所的な問題が大きくなるぐらい、たくさんの方に活躍していただきたい。特別賞の方であったり、功績があった方に対し、県として何らかの形でたたえるような体制づくりをしっかりとさせていただきたいと思っております。

メジャースポーツで日本のトップを目指す、世界のトップを目指そうと思ったら非常に難しいですし、日本のトップになるのも非常に難しいと思えますが、逆に言うと競技人口が少ないマイナースポーツであれば、結構、世界を狙えることもどんどん出てくる。

また、マイナースポーツを行う環境が非常に整っているから徳島に来てくださいといった売り込みというか、そういう方々に興味を持ってもらい、徳島に住んでもらう、どんどん来てもらって競技を行う環境を作っていくのも徳島の一つの大きな売り、アピールになっていくと思えます。その辺の体制づくりを是非とも御検討いただき、しっかり進めていけるように要望させていただいて、終わりたいと思えます。

中山委員

2012年に国のほうで再生エネルギーの買取制度が決められ、電力会社は事業所が作る自然再生エネルギーを買い取る義務があることになり、太陽光発電が非常に拡大した。その中でも本県は全国に先駆けて太陽光発電制度が非常に進んでいると思っております。知事も自然エネルギー協議会の会長に就任されています。

そういった中で、つい先日の新聞に電力各社における買取中止といった記事が出ていました。その辺について、少し説明していただきたいと思えます。

北川自然エネルギー推進室長

9月30日に四国電力株式会社より再生可能エネルギー発電設備に対する契約申込みの取扱いに関する記者発表があったところでございます。

発表内容につきましては、先ほど御紹介いただきました平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、四国電力管内において再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいまして、特に、急速に普及・拡大している太陽光発電設備につきましては、系統への接続済み及び系統申込み済みの設備量の合計が、本年8月末時点で約190万キロワットとなったところでございます。また、風力発電設備につきましても接続量を60万キロワットと設定し、契約申込みを受け付けているところでございます。

これらの再生発電設備からの供給量が、軽負荷期である5月の休日などの電気使用量が少ない時期の需要を上回り、電力の安定供給に支障を生ずるおそれが出てきたものとの発表でございます。よって、10月1日以降、新たに契約申込みを受け付けする再エネ発電設備に関する接続可否の回答を保留するという発表で、なお、住宅用などの10キロワット未満の太陽光発電設備につきましては、当面、従来どおり契約に応じるものとなっております。

中山委員

突然、何の前触れもなく四国電力が発表した。今、九州電力やほかの電力会社も同じような状況に陥っているのでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

現在、10の電力会社がございますが、五つの電力会社は同様の回答保留等の措置を追加及び継続したものでございます。特に、系統、送電の容量が弱いと考えられます北海道や、単独の系統となっております沖縄につきましては、北海道電力は昨年度から500キロワットを超える設備は出力を抑制してくださいといった条件で契約する状況でございましたが、今回、500キロワット未満につきましては、回答保留措置を追加したところでございます。

また、沖縄電力につきましても、昨年は300キロワット以上が原則接続困難という状況の中で、本年7月31日以降、300キロワット以下につきましても原則接続困難という措置を発表したところでございます。

今回、九州電力が9月24日に回答保留を発表いたしまして、9月30日には東北電力、四国電力が続いて発表しているところでございます。

中山委員

四国電力管内は、供給過多になっているのでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

ほかの電力会社と比較するとよくわかると思います。例えば、地理的制約が違う北海道、

沖縄はちょっと除かせていただきまして、3電力会社との違いを説明させていただきます。

太陽光、風力の固定価格買取制度による設備認定量というものがございまして、それと夏季ピーク需要に対する比率で見ますと、九州電力が112%であり、需要が設備認定量を上回っている状況でございます。東北電力が83%と、それに近づいてきています。四国電力は45%ということで、まだ約2分の1程度の認定状況となっているところでございます。

今回、9月30日に四国電力の千葉社長が会見していますが、その内容につきまして御紹介させていただきますと、すべてを受け入れる前提でありながら、途中から受入れができない判断をするのが一番まずい対応だと思っている、一度保留をさせていただいて、数か月の間には結論を出したいので、是非とも御理解いただきたいという旨の発言をされたところでございます。

こういったことから、今回発表した他の電力会社に比べますと、逼迫度にまだ余裕がある段階で一度検討を行うといったお話になったのではないかと考えております。

中山委員

九州電力は112%で、東北電力もそれに次いで83%と。それはともかくとして、四国電力の45%といえは、まだ結構な余地があるのではないかと思います。実は、私の友達も参入したいから造成するといった話をしていた矢先にこのようなことになった。土地まで探し、もう購入の手配まで済ませている、申請もしているなど、いろいろな手配をしている事業者が結構いると思います。だから、そういう事業者にとって、今後、本当にどうなるのだろう、土地の手配をしてるのにどうしたらいいのかといったことも考えられます。

ですから、県は電力会社や国に対し、何か再開に向けての取組はありますか。

北川自然エネルギー推進室長

2点頂いたところでございます。

1点目の電力会社だけの問題ではない、国はどう動いているのかという考え方、また、2点目として、県は国に対してどういう形で進めていくのかといったところだろうと思います。

まず、国はどう動いているかといいますと、9月26日の小渕経済産業大臣の記者会見で、再生可能エネルギーの系統連系問題について、専門家会議を設けて現状を調査するとの発表がなされたところでございます。これを受けまして、9月30日開催の総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会で、この問題を検討する系統ワーキンググループが設置されたところでございます。今後のスケジュールにつきましては、10月中を目途に第1回のワーキンググループを開催し、その後は年内に三、四回程度の議論を行うと発表されたところでございます。

先ほど御紹介がありました自然エネルギーの協議会の会長を飯泉知事がしておりますが、実は、本日10月7日、経済産業省、環境省に対して知事が緊急提言を行う予定となっております。先ほど環境省の高橋ひなこ環境大臣政務官と福山守環境大臣政務官に提言を行っ

たところで、午後に経済産業省の関芳弘経済産業大臣政務官のほうに提言する予定となっております。

提言の事項としては、再生可能エネルギーの導入促進をしっかりと後押しするため、問題の早期解決を図るためにも、エネルギーのベストミックスを早急に提示すること。要は、太陽光あたりの調整を、今現在、火力が担っております。そういったところとのベストミックスの計画を早く出さなければ、こういった事態になりますということを言っております。そして、系統網の強化や広域的運用の強化を最大限に加速してくださいと。九州電力は、今のお話でありますと、やはり他の電力会社、例えば、関西や首都圏のほうに電気を流す必要性が出てまいります。そういった系統を強化してくださいと。それから、高性能で低コストの蓄電池の開発などの技術開発を促進してくださいと。太陽光は昼間に発電するのですが、夜は発電いたしませんので、蓄電池の活用などが必須となっております。

ということで、本日、国に対して必要な政策5項目を提言いたすところになっております。

中山委員

国のほうで25日に発表されて、30日にワーキンググループが設置されたと。そして、今日、1週間たつたかないかのうちに飯泉知事が東京に行き、提言を行っている。非常に迅速な対応に対して高く評価したいと思います。先ほど室長がおっしゃったように、系統網の強化については、2年後に小売が全面自由化されることになり、いろいろなところで売れることになる。都会において太陽光発電はなかなか難しいと思います。これに対し、徳島県は条件が非常に良いので、まだまだ買取制度を止める時期ではないと思います。買取制度が追い風となって、再生エネルギー普及の機運が高まっていると思います。

実は、佐那河内村で「みつばちソーラー発電所」というものを募集しているときに私の妻も1株買った。佐那河内村の特産品を送ってもらえるシステムで、市町村で運営されているところも結構あると聞いております。

是非、この機運が腰折れにならないように、今後もしっかりと情報収集に努めていただいて、電力会社の言いなりといったら語弊がありますけれども、そうならないように、電力会社や国へ提言していただいて、「自然エネルギー立県とくしま」を積極的にアピールさせていただくようお願い申し上げます、終わります。

藤田元治委員

先般の本会議において、猿の被害を防止するため、今後どのように適正管理を進めていくのかといった質問させていただきまして、知事から様々な対策に関する答弁を頂いたわけでありまして。その答弁に対し、若干、踏み込んだというか、補足的なことについてお聞きします。

その答弁の中で、鹿やイノシシの特定鳥獣適正管理計画を策定し、年間を通した捕獲を強化したといったことがありましたが、どのように強化したのか、お伺いします。

小椋自然環境戦略課長

ただいま、鹿やイノシシの捕獲について、どのように強化してきたのかとの御質問を頂きました。

イノシシや鹿の個体数を削減するため、捕獲目標を定めるとともに、捕獲の規制緩和を盛り込んだ特定鳥獣適正管理計画を策定し、捕獲を強化してまいりました。

具体的には、適正管理計画において5年間の捕獲目標を、イノシシにつきましては3万3,000頭、鹿につきましても3万3,000頭ですが、鹿につきましては計画が平成24年からスタートしておりまして、当初2年間は7,000頭ずつ捕って、その後は6,300頭ずつということで、初期の2年間の捕獲を強化していくことによって個体数を減らそうとしております。

そして、通常、狩猟期間を猟期と言っておりますが、11月15日から2月15日が通常狩猟期間でございますが、規制緩和として、それを1か月延長し、その間の鹿やイノシシの捕獲を更に強化してきたところでございます。

また、鹿につきましては、従来、一日当たり1人2頭までとなっていたのですが、生息数が多いことから、1日の捕獲制限についても捕獲数無制限に解除したところでございます。

それから、あわせて5月、10月を鹿の捕獲強化月間と定め、取り組んでまいりました。

その結果でございますが、平成25年度において、イノシシにつきましては目標数6,600頭に対して6,781頭捕獲するとともに、ニホンジカにつきましては7,000頭に対して9,954頭ということで、所定よりも鹿につきましては4割上回るような捕獲も出来たところでございます。

藤田元治委員

鹿やイノシシに関しては、捕獲目標を定め、その狩猟期間の延長でありますとか、捕獲の制限数の解除、一斉捕獲月間といったことを実施して、順調に適正管理というか、推移していることですが、猿の加害群れという部分につきまして、答弁の中に個体数や群れの数の半減を目指すとの発言があったわけでありまして。

本県の猿の生息数というのは、今現在、どれくらいあるのでしょうか。

小椋自然環境戦略課長

ただいま、猿の生息数について御質問を頂きました。

答弁でもありましたように、加害群れと個体数の状況でございますが、これまで県と市町村、それから地域の方にも御協力いただいて、発信機を付けて群れの行動や個体数を把握するテレメトリー調査、出没状況を観察することによって何頭群れがいるかといった出没調査、また、地域の方等にヒアリングを行いました。その中で、まず、加害群れと個体数を推計しましたところ、今現在、加害群れにつきましては約120から160ぐらい群れの

数がいるのではないかと、生息数につきましては約4,000頭から6,000頭生息しているのではないかと考えているところでございます。

藤田元治委員

それでは、今現在いるであろう約120から160の加害群れ、個体数にして約4,000から6,000頭を、群れに関しては60から80、そして個体数に関しては2,000から3,000に半減させるとのことですが、有害鳥獣捕獲許可以外に年間を通じた捕獲の実施は可能でしょうか。

小椋自然環境戦略課長

ただいま、委員から年間を通じた捕獲の実施は本当に可能かという御質問を頂きました。委員が本会議でお話しされましたように、ニホンザルは非狩猟鳥獣ということで、今現在、鳥獣保護法によりまして狩猟ができないため、有害鳥獣捕獲許可という形で対応しております。この有害鳥獣捕獲許可というものは、農作物などに被害が発生した場合に駆除する、それから、これまでに被害が発生したところでまた再発が予測される場合、予防するため駆除でしか対応できないと。加えて、捕獲の許可期間ですが、銃やくくりわなを使いますと90日以内、それから、おりなどを使う場合は180日以内と定められています。この期間を過ぎますと、直ちに捕獲を中止して、また手続を取り直して捕獲する必要がありまして、間断なく捕獲ができないとか、年間を通じた捕獲ができないというデメリットが現在あるところでございます。

こうした中、今年5月、国のほうでは現下の農作物被害や生活環境被害に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められました。改正点については、これまでは保護というお話でありましたが、管理といったものを法の目的に加えることによって、生息数が著しく増加したもの、それから生息域が拡大している鳥獣を縮小させるという位置づけがはっきりされたところでございます。この法が来年度に施行されるに合わせ、我が県では、生息数の増加、生息域の拡大によって、今現在、農業や生活に甚大な被害をもたらす猿を特に管理すべき鳥獣と定め、仮称ではございますが、現在、検討を進めておりますニホンザル適正管理計画におきまして、まずは先ほどの生息数から猿の生殖といったものの専門家の御意見も聞きながら捕獲目標を定め、加えて狩猟期、非狩猟期を問わず、年間を通して個体数調整捕獲の許可が出せるような方法を検討して、半減を目指してまいりたいと考えているところでございます。

藤田元治委員

年間を通しての捕獲は可能だと解釈してよろしいですか。

小椋自然環境戦略課長

年間を通して可能かという考え方としましては、先ほど猿が約4,000頭から6,000頭という話がありましたが、実態としまして、そのまま放置すれば、毎年、餌づけした猿と農作物に依存して食べている加害猿というのは、専門家の方にお聞きすると、多分、出生率というか、繁殖率は同じではないかと言われておりまして、大体、現存する個体数に対して毎年15%ずつ増えていくという考えからいきますと、6,000頭ですから900頭ぐらい増えると。そうすれば、まずは毎年生まれる分プラスアルファを捕ることによって、目標数値を定めて10年間で減らしていく計画を立てる。

それから、捕獲方法については、議会の答弁でもありましたように大型捕獲おりなどを用いて、これからは個体1個1個を捕っていくのではなく、できれば群れ単位でおりに入れて集中的に捕獲していくことを目指してまいりたいと考えているところでございます。

（「年間通じて出来るのか」と言う者あり）

年間通じて出来るように、年間を通じた個体数調整捕獲と計画書に書くようにしたいと思えます。

藤田元治委員

加害群れや個体数の半減が実現できるように、効果的な被害防止策を盛り込んだ猿の適正管理計画の策定を期待するとともに、この計画が実効力のあるものにしていただきたい。

特に美馬市では、猟友会の方々が捕獲班を作って年間300頭弱の猿を捕獲しているということなので、こういう方々の意見を聞いて、今、現場で実施されている方々の知恵や知識をしっかりとこの管理計画に反映させていただくことを希望して、質問を終わります。

松崎委員

先ほど、「徳島はぐくみプラン」に関していろいろな議論がございました。県の意見も聞いてということで、事前委員会でも女性の方の意見などを少し述べさせていただきました。

今回の補正予算などで、要するに結婚、出産、子育てという、どちらかといえば幸せなステージを支援していく形で語られているように思うのですが、実は、2014年の国の少子化白書を見ると、なぜ未婚なのか、なぜ晩婚なのか、その答えとしては将来的な経済的不安が大変大きいと。しかも、今の雇用状況の中で結婚して、次のステージの出産、子育てに至る過程が大変不安で結婚がおくれているとか、未婚を選ぶといった調査結果が出ていると思うのですが、それに対してどう考えているのですか。

竹岡こども未来・青少年課長

今後の少子化対策を考える上で、若者の雇用問題についてどう考えるのかといった御質問かと思えます。

少子化対策を考える上で、今後、県といたしましても、若者の自立や経済的な問題について総合的に考えていく必要があるだろうと考えております。

そこで、本県では、今年4月1日に設置されました次世代人材育成統括本部の中で、全庁を挙げて総合的な取組を検討しているところで、その中でも、次代の未来を担う人材育成のためということで、若者の自立なども含め、その支援策について検討しているところでございます。

松崎委員

総合的な取組を検討しているということなので、それに期待したいと思っておりますけれども、先ほど話があったように、計画を作っていく、数値目標は定めたいとはっきりおっしゃったので、それを定めるということになれば、総合的な取組が検討されている状況では話にならないと思います。是非、その取組もはっきりさせた上で、12月議会に素案を出していただきたい。そうしないと絵に描いた餅になるのではないかと心配しておりますし、結婚適齢期の方に対してどれぐらいの出生率をお願いしたいかといったらおかしいですが、目標にするという考え方は過去の話で、先ほど申し上げたように、若い人の中では未婚、晩婚が多くなってきている状況の中で、その数値というのは生きた数字ではない感じがします。先ほど話があったように、結婚された方は平均で1.9を上回る数字が出ているわけです。したがって、そこに焦点を置くべきではないのかなと思います。

議会からの意見も聞くとのことでしたので、あくまで私の意見を申し上げておきたいと思っております。

次に、再生エネルギーの契約中断の問題について質問します。再生可能エネルギーをめぐっては、正にビジネスの展開ができるということで、お話があったように、徳島県はトップを走っているように思います。私は阿南市ですから、阿南市から県庁へ来るまでの県道沿いも大分様変わりしてきました。阿南市内、それから小松島市へ入っても国道沿いに太陽光発電の施設がどんどん作られている状況であります。

そのような中で、これから個人用は契約から除くことにしているようですが、個人用と事業用があって、最近、大きい太陽光発電を作っているところを見ると、大きなパネルの段ボールが道路沿いに積み上げられ、それは中国製などの外国製の太陽光パネルがたくさん使われてきていると思います。

今、本県における国産の太陽光パネルと外国産のパネルの設置状況、設置割合などがわかるのであれば教えていただきたい。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま、太陽光パネルの国内メーカー製造の割合の御質問を頂きました。

ただ、県内の状況等々を承知しておりませんので、国内の割合を御紹介させていただきます。

経済産業省の発表資料によりますと、モジュールと言われております太陽光パネルでございますが、日本国内企業のシェアが平成25年度で7割となっております。そのうち住宅用の約9割が日本企業製で、10キロワットを超える非住宅用については6割強が日本企業

製となっていてまして、特に住宅用は日本製が多い市場となっております。

松崎委員

わかりました。確かに個人の住宅は先行してきていますけれども、事業系はかなり外国資本が入ってきていると思います。

そこで、自然エネルギー、特に太陽光になりますけれども、この間に取り組んできた県内経済に対する波及効果といったものは、今、県としてはどのように認識されているのでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

経済効果の観点に関する御質問かと思えます。

先ほども申し上げました国内の数字ということで御理解いただきまして、平成25年度の太陽光パネルの年間出荷額が9ギガワットと言われておりまして、平成24年度時点で約1兆円の市場が形成され、平成25年度は更なる市場が拡大している状況でございます。

その中で、地元にとどのような形でお金が落ちていくのかという御質問だろうと思うのですが、皆様が見ていただいている太陽光のパネル、モジュールというものでございますが、全体費用に占める割合が約4割で、あと、土地造成が約3割掛かるという発表になっておりまして、当然、これは地元業者、県内企業の方が受注されています。それと、パワーコンディショナーや斜めにする架台、それから接続箱や受変電設備はほとんどが国内生産となっております。これが2割を占めております。あとの1割は、設計等々の経費でございます。

このようなことから、パワコンや架台等の国内設備や地元における施工工事が、県内経済や国内産業への一定の波及効果を生んでいるという発表がなされておりますので、地元としても経済効果は大きいと私どもは考えているところでございます。

松崎委員

経済効果は大きいということでございますけれども、先ほど話がありましたように、今回のいきなりの記者会見で事業者の方は本当に困惑していると。このままいくと、事業計画をしている方も中断せざるを得ないといったお話も入ってきています。

なぜかという、四国電力と契約して、事業化していくためには、先ほど話があったように、まずは土地が要る、どの程度の規模が要る、そして、どのメーカーの機械を使うといった事業計画、それから、売電して、それを償還していくのが一般的ですから、資金計画、いわゆる借入金の協議が要る。さらには、農地であれば、農地の除外申請があったり、農地の転用許可といったことを今どんどん進めている。ここに来て、企業側の都合で中断して、企業の判断でやらせてもらいますと言われたら、政府の方針を信用して事業参画してきた人はたまったものではない。

先ほどお話があったように、確かに国に対して本日緊急提言を行ったことについては評

働いたしたいと思うのですけれども、県は、いわゆる買上げ対象の企業に対しても意見を言うべき、申入れをするべきではないのかと。そういう予定も含めてないのでしょうか。

今、それを実行しないと、事業者の未来を見通すことができないため、不安ばかりが拡大することになる。せっかく自然エネルギー推進室を設置し、言わば県が音頭をとってきたわけですから、そこは県としてもしっかりしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

電力会社に申し入れるべきではないかとの御質問だろうと思います。

私どももこのお話を突然聞きまして困惑したところでございますが、今回の問題というのは二つございます。

一つは、需要と供給といいますか、発電するのは地方で、消費するのは大都市でございます。そういうところで齟齬が生じているところでございます。

もう一点ございまして、国は施策でFITという認定を進めているわけでございますが、実は足元の送電線を考慮していないという大きな問題がございます。

ですから、私どもでは電力会社だけの問題ではないとの見解でございます。そこで、電力会社には以前から情報等を頂くようにもしているのですが、詳しい情報等を頂いた上で分析したいと思っておりますので、今以上に意見交換といいますか、情報を頂けるように申し入れていきたいと思っております。

松崎委員

情報を頂いて検討すると言われても、それはいつまでにやっていただけるのですか。

北川自然エネルギー推進室長

今回の件でございますが、5電力会社の絡んだ問題になっておりまして、まずはワーキンググループで全体の方針が示される、もしくは、どういう形で検討していくのか示されると思います。各社においては、大体数か月という言葉で統一されていますので、そういったものをにらんだ上でなければ、すぐに四国電力だけが回答するのはなかなか難しいと感じているところでございます。具体的に言いますと、例えば、今日発電しているという数字は出ているわけですが、それに対して自然エネルギーがどれだけ入っているのかといったことが電力会社から公表されていない状況です。ですから、太陽光のスペック、能力でほとんど来ましたといった話はしていたのですが、実際、どれだけ発電しているかという情報は開示されていない状況でございます。ですから、そのあたりの情報を電力会社もしくは国の委員会のほうに出していただきたいと私どもでは言っているところでございます。そういったことで、今後どれぐらい入るのか事業者の皆様も推測できるということで、情報の必要性を強く感じているところでございます。

松崎委員

要望ということにしておきたいと思いますが、電力会社の需要と供給はわかりますが、しっかり将来のエネルギーの在り方も含めての情報を早く出していただかないと、先ほど申し上げたように、太陽光発電を事業化するということが、出資者になったり、後押ししている人もいらっしゃるわけです。そういった人が本当に困惑している、あるいは、事業化に向けて頑張ろうと思われている県内の事業予定者も、このようなことをされたら大変だと不安とお怒りになると思いますので、そのところはしっかり受け止めて対応していただきたいと思いますが、どうですか。

福井県民環境部長

ただいま、松崎委員それから中山委員からも事業計画の途中でそういったシャットダウンというのは非常に困るとの話を頂きました。私どもも9月30日の朝に情報を頂きまして、即、電力の事業者を呼び、説明を求めたところでございます。

原子力発電の事故が起こりましてから、その補てんをどうしていくのかということで、自然エネルギーを活用していこう、クリーンなエネルギーを導入していこうということで国を挙げて動いたわけですが、国のほうにもどれほどの認定をしたのか、発電容量をどこまで認めたのかといった情報開示がございません。それから、電力会社についても、どれだけそれを活用して発電しているのかといった情報が出ていません。先ほど四国電力は45%といったお話を申し上げましたが、九州電力や東北電力、北海道電力のほうでは、太陽光エネルギーもしくは風力エネルギーをどうベストミックスして組んでいくのかといった検討も十分情報開示できていません。

今日、飯泉知事が国のほうに提言しておりますので、その結果も含めまして、また、地元の電力会社については、そういった対応について検討していただきたいということで、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号，議案第3号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第8号

以上で，県民環境部関係の審査を終わります。

これをもって，本日の総務委員会を閉会いたします。（14時19分）